

待ったなし、パワハラ防止義務！

～（中小企業）パワハラ対策は今年の4月1日から～

これまで、中小企業においては努力義務であったパワーハラスメント対策が、2022年4月1日より、いよいよ義務化されます。

パワーハラスメントをなくすことで、企業内の秩序が保たれ、よりよい職場環境を築くことができます。

本セミナーでは、どのような対策をするべきか！？
社会保険労務士が分かりやすくお伝えします。

<講演内容（予定）>

- ①企業のリスクマネジメント
- ②社長、管理職が知っておくこと
- ③再発防止対策



■ 日時 2022年2月15日（火）14時00分～16時00分

■ 会場 川崎市産業振興会館9階 第2研修室

川崎市幸区堀川町66-20

（JR川崎駅北口西より徒歩7分、京急川崎駅西口より徒歩7分）

■ 講師 社会保険労務士 佐野 好夫

■ 定員 30名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■ 相談会 セミナー終了後、ご希望の方に個別相談会を開催します

■ 参加費 無料

■ 申込 FAX：044-277-5301（切らずにそのまま送信してください）

※受講券は発行いたしません。当日は本状をご持参ください。

■ 問合せ TEL：080-3208-4657 社会保険労務士 芝（しば）

※咳、発熱等体調の悪い方は参加をご遠慮ください。

※会場ではマスクをご着用ください。受付で手指消毒及び検温を実施させていただきます。

▼ 切り取らずにFAXしてください ▼ FAX:044-277-5301

貴社名		業種	
所在地		従業員数	
参加者①		役職	
参加者②		役職	
TEL		FAX	
E-MAIL			
相談会	希望する	希望しない	セミナー受講後に決定

※FAXが上手く送信できない場合は、電話でお申し込みください（080-3208-4657）